

令和6年7月18日

南箕輪村議会議長 様

提出者名 唐澤 由江

議員研修・議員視察結果報告書

研修名または視察テーマ	議員のためのハラスメント防止研修
研修・視察実施場所	役場3階第2委員会室
研修・視察の期間	令和6年7月17日～日
研修・視察の成果等	<p>議員に求められるコンプライアンス</p> <p>・全体の奉仕者憲法15条の公務員には議員も含まれる。特別職の地方公務員であり、高い倫理観と全体の奉仕者、独占性がある。コンプライアンスは「使命」「責任に忠実」組織的に正しく対策をこうじるべきだ。社会的・道義的責任を負う。パワハラは人権を侵害し、能力を発揮する障害となり、個人と組織の双方に甚大な被害を与える愚行。自らの仕事の取組みや日頃のふるまいを顧みること。パワハラは精神的または身体的苦痛を与える言動。勤務環境を害する、抵抗、拒絶できない蓋然性が高い関係。典型事例7つ示す。見落とし勝ちなパワハラ発生要因は知識不足、マネジメントスキル不足、自分に問題を抱えているタイプジェンダーハラスメントとは、無意識の偏見がある。全国地方議会の動きは政治倫理条例とは別にハラスメント防止条例策定の動きがある。</p>

※研修・視察終了後、議長または委員長が定めた期日までに提出すること。